

愛玩飼育のためのソーミナー捕獲・飼養を、これまでどおり、「1世帯1羽」とするよう求める意見書

現在、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づき、愛玩飼養のためのソーミナーの捕獲・飼養は、「1世帯1羽」である。

ところが、7月13日、環境省の中央環境審議会の委員会の1つである野生生物学会で、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針案」が了承された。その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項として、「愛玩飼養の取扱い」のなかで、「来年4月から自らの慰楽のために飼養する目的で野生鳥獣を捕獲する場合でも、密漁を助長するおそれがあることから、原則として許可しない。これを受け、愛玩のため飼養を目的とする捕獲等も今後廃止を検討する」と、している。

このため、2012年4月以降は、愛玩飼養の目的であってもソーミナーの捕獲・飼養は、原則として許可されなくなる。

しかしながら、沖縄県が、愛玩飼養の目的を「特別な事情」と認めれば、例外として、ソーミナーを現状どおり「1世帯1羽」捕獲・飼養することができるとされている。そこで、メジロ同好会などメジロを愛する人々が、これまでどおり、愛玩飼養のためのメジロの捕獲・飼養を「1世帯1羽」とするよう、強く求めている。

軒下に、籠に入ったソーミナーをタカブキーさせて楽しむ人々の姿は、まさに沖縄の原風景といえる。さらに、会則や会員名簿の整備や他のソーミナー同好会の交流会を増やして愛好家の実態の把握及び会員に法令遵守の周知徹底を行うために講習会をより充実させるなど、ソーミナー愛好家たちは、愛するソーミナーを守るために努力している。このようなことを考慮すれば、慰楽のための捕獲・飼養許可を禁ずる同指針は、酷である。

よって、本町議会は、庶民の生活の一部として定着しているメジロ文化及びメジロ愛好家のささやかな幸せを守る立場から、下記の事項を求める。

記

- 1 沖縄県に対して、愛玩飼養のためのメジロの捕獲・飼養を、これまでどおり、1世帯1羽が存続するよう、「特別な事情」として認めること。

2011年12月16日

沖縄県西原町議会

あて先 沖縄県知事